

静岡地方裁判所委員会議事概要  
(静岡地方裁判所委員会事務局)

平成21年10月29日(木)午後2時から静岡地方裁判所において開催された第14回静岡地方裁判所委員会における議事の概要は、次のとおりです。

出席した委員

相原惇一，海野要三，大石司朗，大多和暁，勝山啓子，桑原勝義，後藤正治，桜井典子，島田健一，長谷川憲一，福田剛久(五十音順，敬称略)

議事

1 被害者支援の実情について

被害者支援の実情について，NPO法人静岡犯罪被害者支援センター副理事長白井孝一氏及び同センターの直接支援活動員の鳥居光子氏から説明

なお，鳥居氏から，裁判所に対し，次のとおり要望が出された。

- ・被害者等の意見陳述の際，陳述者は足がすくむことが多いので，裁判官から陳述者に対し，椅子に座るよう勧めていただきたい。
- ・被害者等が法廷傍聴をする際には，被害者等が体調不良になることが多いので，支援員が座る席を2席程度確保していただきたい。

2 意見交換(○：犯罪被害者支援センター関係者，△：委員)

△ 裁判員裁判は，対象事件の被害者又はその遺族まで目配りした形で捜査することが要請されており，被害者の権利を可能な限り実現する義務を負っている。したがって，実務においては，検察官が被害者等に裁判の見通しや諸手続についても説明している。被害者は，加害者に損害賠償の請求をするためには，裁判の中身を知らないと申立てをすることができないので，被害者等から委任を受けた弁護士から，あらかじめその中身を教えてほしいという申し出があれば，検察官が説明している。このような取組みは継続性を持たせることが重要であると考えている。

△ 多数の被害者を出した事件について，検察官がそれら被害者の方を集めて説明をしたというニュースを見たことがあるが，親切なことだなという印象を持ち，司法が一般市民に近づいたという印象をもった。

△ 被害者支援員は，どのような団体に所属し，活動費用はどこから支出されているのか。また，損害賠償命令手続は，どの段階まで申立てをすることができるのか。

○ 支援員はNPO法人に所属している支援員と検察庁に所属している支援員がいる。NPO法人の支援員は，犯罪被害者協会の支援法に基づいて公安委員会が関与する規則の中に支援員の要件があり，その要件を備えた者となる。現在，民間支援組織は全国に46か所あるが，この内，公安委員会の早期援助団体の指定を受けているのは26か所しかなく，支援を受けられないところもある。費用については，県からの委託費用として200万円ないし300万円があり，その他はほとんどが寄付金で賄われている。資金はいつも大変不足しており，このままでは，とても人が足りなくなってしまうので，政府の予算から支出していただきたいとお願いしているところである

○ 資金もそうであるが，人材も不足している。平成21年4月から同年10月までの

間になされた、裁判への付き添いや日常的な支援を含めた支援要請は29件であったが、人材が不足しているため、うれしい反面、どうしようと悩んでいるところである。

○ 支援員については、全国的に同一水準でなければならないということから、全国単位での研修が年2回、ブロックごとの研修が年2回、静岡地域でも年に数回実施されているが、資金不足ということもあり、なかなか人数がそろわないのが実情である。

△ 検察庁に所属している支援員とは、どのようなものか。

△ これは自主的に置いた制度であり、検察庁から委託を受けたまったくのボランティアである。支援員になってもらう人は、ほとんどが検察事務官を定年退職した人であり、これらの方に依頼して被害者支援室を設けている。犯罪被害者の方と検察官との橋渡し役的な立場を担っている。

△ その支援員の方は、捜査段階でも関与することがあるのか。

△ 検察庁に送致されていない事件であっても支援の対象にすることもあるし、判決の後であっても対応している。実際には、裁判の報道を見て同じ被害に遭ったということで相談に来る方もいる。支援員の方には、広く浅く受け持ってもらい、フリーな立場で活動してもらっている。

△ 警察に告訴する場合、90パーセントは受理されないのが現状である。被害者参加という観点からは大きな問題と思われる。

△ 告訴は、捜査機関が関わらない段階でなされるものであり、どのような主張なのかということが判然としないケースが多い。したがって、無制限に告訴を受理すると、その件数だけ立件することとなる。また、告訴に基づいて相手方を調べてみると、相手方からは全然逆のことを言われたりすることも非常に多い。このようなことから、警察段階での告訴の受理は、一時預かりとして非常に慎重になっていると思われる。

△ 損害賠償命令の申立てであるが、これは刑事裁判の弁論終結までの間は申し立てることができる制度である。また、損害賠償命令は、刑事裁判で判決を出した裁判体がそのまま担当するのが原則である。問題は、当該損害賠償命令の事件について、被告人に国選弁護人が付されないという点にあると思われる。事件の中には、若手の弁護士がまったくの手弁当で損害賠償命令の代理人を務めたということも聞いており、将来的には何らかの手を打つ必要があるのではないかと考えている。

○ 現在、損害賠償命令の申立てがあった際、要件はあるものの、法テラスで法律扶助の対象としている。

△ 冤罪を防ぐため、被害者の意見に重きを置かないようにしてほしいという意見もあるようだが、その点についてはどのように考えているのか。

○ 犯人性を争う事件について被害者が参加した場合、被害者が被告人に「あなたが犯人ですよ」と質問することが想定されるが、このようなことがいいのかという議論はあることから、今後の積み重ねが必要であると考えている。

△ 冤罪主張の事件に被害者が参加することは時期尚早だと考えている。しかし、被害を受けたことは事実なのであるから、このことを刑事司法の場に適切な方法で表に出すことが必要だと考えている。現在の制度では、被害者も検察官とは別個に求刑する

ことができる。これは、以前は公訴官が独占していた権利が移譲されたと見るのが可能であり、このことから、主観的なことで訴訟をすることは制限されるべきものである。犯人ではないのかということは検察官が当然に質問するし、被害者がこのことを聞いても全く同じレベルである。

△ 親族を交通事故で亡くしており、その際、犯人である被告人の裁判の日時の告知はなかった。現在は裁判の日時の告知も行っているのか。

△ 知らせている。

○ 現在は検察庁において連絡制度があり、申し込みをすれば裁判の日時の連絡がくることとなっており、昔と今ではものすごい差がある。

△ ニュースで被害者の報道があり、その後はどのようなようになったのか知らないまま過ごしてきたが、このような制度があつてよかったと思うし、苦しい思いをしている人もいるんだなと思った。資金面については、国の支援があればよいのにと考えた。

△ 被害者が裁判の場に出て質問したりすることができるということが分かり、裁判の制度も変わったのだと感じた。裁判は報復的な面もあるが、こういうふうになったのかなと思って聞いていた。資金が大変苦しいということであるが、国が制度として認めているのであれば、国の予算として認めていいのではないかなと思う。

△ 制度の趣旨からすると、資金は、制度化して助成金でも出していいのではないかなと感じた。

△ 被害者の気持ちは個々の問題であり、心のケアの支援があるということは心強いと感じた。人は人で立ち直っていくというので、そのような組織はいいものだと感じた。

### 3 次回テーマについて

次回のテーマは裁判所の新庁舎の利用及び裁判所の業務内容について議論をすることにした。

### 4 次回期日

平成22年1月18日（月）午後2時